

「ハプスブルク帝国における住宅問題の一考察 —オーストリア住宅改革中央協会のボヘミア領邦での活動を中心に—

森下 嘉之

はじめに

ハプスブルク帝国¹では19世紀末における工業化によって、ウィーン、プラハ、ブダペシュトといった諸都市が大きな都市化の波を経験した²。都市化は住宅問題という形で顕著に表れることになるが、これはヨーロッパ諸都市が経験してきた、避けて通れない道であった。19世紀において住宅問題は、人口過密、衛生状態の統計的な把握によって可視化され、新たな都市問題として、また社会改良の主要課題として政府及び自治体にその対応を迫るものであった。都市化を経験してきた当時の欧州諸都市では、住宅問題は都市計画の再編の中で解決されるべきという認識ができつつあった。特にイギリスやドイツなどでは、19世紀末における郊外の田園都市構想、住宅開発を視野に入れた都市計画論など、さまざまな改革議論が引き起こされた³。

本稿で取り上げるボヘミア領邦⁴は、ハプスブルク帝国の中でも工業化が進んだ地域であり、19世紀後半以降の国制改革によって自治体行政の権限が拡大する中、都市化に伴う社会変容への対応に直面していた⁵。同国においてもまた、自治体官僚及び社会改革家が、住宅問題の解決を急務の課題として認識するようになった。従来の研究においては、住宅問題に関しては労働者住宅などのエスノグラフィー研究にとどまっており⁶、首都ウィーンを除くと自治体及び帝国政府の住宅政策についてはほとんど取り上げられてこなかった。それは、ハプスブルク期の住宅政策が、第一次大戦後のオーストリアにおける「赤いウィーン」及び後継諸国における住宅問題への公的介入への前史として扱われてきたためでもあった⁷。このため、当時の住宅改革に対する都市官僚層や改革家の議論は十分に上げられておらず、どのような住宅改革議論が帝政期に浮上し、また大戦後の後継諸国の政策につながられたのかということはほとんど考察されていない。

近年、日本においても住宅社会史が積極的に取り上げられるようになったが、その対象範囲はまだ限定されており⁸、ハプスブルク帝国における住宅改革問題もまた、世紀転換期ヨーロッパ社会の文脈の中で考察される必要があるだろう。このような課題を踏まえうえて、本稿の目的は、ウィーンを拠点とするオーストリア住宅改革中央協会の活動を事例に、同協会がどのようにボヘミア地域における住宅問題を認識し、ボヘミア側がどのようにその議論を受容したのかを探ることで、帝国における住宅改革議論を問い直すことである。ウィーン及びボヘミア両者の視点を対比させることで、両者の議論に内包される問題点を整理し、それがハプスブルク帝国における住宅改革及び住宅立法の制定にどのように影響を及ぼしたのかを考察したい。

第1章 都市化と過密住宅の出現

ハプスブルク帝国において、20世紀初頭のウィーン市は人口200万人を超えており、欧州屈指の大都市となっていた。さらに、ハンガリー側の首都ブダペシュトも人口80万人、ボヘミア領邦の中心都市プラハも郊外を含めると50万人を越えるなど⁹、19世紀末には帝国各地の都市で大幅な人口増加が生じていた。

住宅不足を解消するために、家屋は高層化し、巨大な賃貸集合住宅が都市中心部を取り囲むように出現した¹⁰。ウィーンでは平屋家屋の割合は12,1パーセントになっており、プラハでは8,6パーセントとなる一方、2階建て以上の家屋の割合はウィーンでは50パーセント、プラハでは36パーセント¹¹となっていた。1家屋あたりの平均戸数及び住民数は、ウィーンでは12戸58人、プラハでは9戸42人（郊外のジシュコフでは平均60人、カルリーンでは52,1人、スミーホフでは50人、ヴィノフラディでは49,3人）に達した。さらに、住宅空間も非常に手狭であった。プラハでは2部屋以上の住宅に居住しているのは人口の36,9パーセントであり、1部屋住宅（台所つき）の居住者の割合は46,8パーセントに達し、台所のない住宅の居住者は11,6パーセントであった。郊外では、台所なしの1部屋住宅の居住者は23,4パーセントに達したという¹²。

このような狭い居住空間は高い人口過密を引き起こした。ウィーン郊外、プラハと郊外、リベレッツ、プルゼン、ブルノ、オパヴァ、クラクフ、リヴィウなど、工業化が進みつつあった地方中核都市において、1部屋住宅の半分以上、2部屋住宅の4分の1以上が過密住宅であったという¹³。ハプスブルク諸都市、さらにドイツなど中央ヨーロッパでは、住宅不足を解消し、より多くの家賃収入を得るために、高層の賃貸集合住宅が多く建設された。典型的ともいえるのが、中庭を囲む4-6階建ての「パヴラツェン家屋」と呼ばれる家屋であり、多くの場合、トイレや洗濯などの水回りは共用、建蔽率は非常に高く、部屋によっては採光もままならない環境であった¹⁴。1886年のプラハ市建築条例では、非建設地帯は敷地の15パーセントあればよく、高さ25メートルまでの高層建築も認められていた¹⁵。さらに、このような居住空間の過密化を促したのが、主に労働者家族が家賃をまかなうために受け入れていた単身労働者の下宿人・ベッド借りの存在であった。プラハでは1000人中72人が下宿人、ベッド借りは42人であり、多くの世帯でこのような住形態がとられていたことがうかがえる¹⁶。流入者のための大量の住宅建設は、中心部から遠く離れた郊外地域に偏りがちであり、地方出身の工業労働者が数多く居住することによって、市内住民との社会的すみわけが生じることになった¹⁷。多くの貧しい家族が集まって居住する賃貸集合住宅は、衛生面での問題とともに、社会主義運動の温床になることへの支配層の不安を引き起こした（表1参照）。

このような住宅状況を前に、プラハ市参事会は1885年より衛生政策のための専門委員会を設置した。この委員会には、大学で専門教育として医学を学んだ官僚層が加わっていた。委員会は、プラハ市の中でも特に劣悪な住環境にあった中心部のヨゼホフ地区の家屋を綿密に調査し、1893年にパリを模範とした都市再開発を実施した。しかし、市の再開発計画は中心部の文化的記念物の保存に限られており、再開

発後に建設されたのは中産層以上向けの高級住宅であった。再開発によって地区を追い出された住民に対するケアは行われず、当時の社会民主党は市議会に議席を有して問題解決を訴えることができなかった¹⁸。このようにプラハをはじめとする各都市では、都市下層民のための住宅供給が自治体によって実施されることは稀であった。ハプスブルク帝国においては、1892年に初めて労働者住宅立法が制定され、同法によって新しく建設された家屋に対する家屋税が一部免除になったが、この免除が適用されるのは、例えばウィーン市の場合、1平方メートルあたりの家賃を3クローネに抑えた住宅のみであった。このため、申請数1192に対して、認められたのは319例のみであった。このようなハードルの高さは安価な住宅供給という課題を満たすことには到底つながらなかった¹⁹。1902年の法改正によって、1部屋住宅は16-25平方メートル、2部屋住宅は20-35平方メートル、3部屋以上の住宅は30-80平方メートルの空間が必要とされた。また、「健康で安価な」労働者住宅の建設を促進するため、新築建設において24年間の税免除が盛り込まれた。しかし、同法で援助の対象とされたのは、3-4階建てを上限とする6家族以下の家族住宅 *Familienwohnhäuser* であった。さらに、同法で対象となった新築住宅では、ベッド借り及び下宿人の受け入れが禁止されたため、借家人の家賃負担は依然として軽減されず、このような条件を満たす住宅に入居できる層は非常に限定されていた²⁰。戦前には借家人保護法が制定されず、借家人は家主に対して法的にも非常に弱い立場にあり、住宅建設は依然として民間主導であり続けた²¹。20世紀初頭の住宅政策は、健康で安価な労働者住宅の供給を目指していたが、現実の供給においては大きなギャップがあり、住宅問題の解決には程遠い状態にあったといえよう²²。

第2章 オーストリア住宅改革中央協会の議論に見る改革家の住宅問題への認識

第1節 協会活動

第1項 設立と組織

住宅問題の解決を目指す改革議論は、世紀転換期より活発化し、一国を超えたヨーロッパ全土にその議論の場を広げつつあった。1902年にデュッセルドルフで開催された国際住宅会議²³において、ハプスブルク側から参加したウィーンの建築参事官のテオドル・ヘルツマンスキー *Theodor Herzmannsky* は問題解決の必要性を痛感し、住宅建設を促進させるための新法の必要性を訴えた²⁴。同時期に、フランスなどでは数々の住宅立法によって、家賃の上限や衛生規則が定められていたことと比べると、税制などハプスブルクにおける行政面での立ち遅れは明らかであった²⁵。高額な税負担を嫌った民間企業による住宅供給は、次第に増大する需要に追いつかなくなり、住宅立法の改正を俎上に乗せるための議論の場を組織することが急務となっていた。

このようにして、ハプスブルク初の全国的な改革組織として、1907年2月24日、

「オーストリア住宅改革中央協会 *Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*」(以下、中央協会と略す)が設立された²⁶。中央協会は政府参事官のルドルフ・マレシュ *Rudolf Maresch* を会長にすえ、枢密院のオイゲン・フィリポヴィッチ *Eugen Philippovich*、プラハ大学の統計学者ハインリヒ・ラウフベルク *Heinrich Rauchberg* らをはじめ、政府建築局、宮廷弁護士といった中央の改革家に加え、リヴィウ、ブルノ、インスブルックといった各都市からも住宅問題の専門家が集められた。マレシュ会長は結成の挨拶において、住宅とは「祖国オーストリアのすべての民族 *Nationalität* のため」の「国民の福祉 *Volkswohlfahrtspflege*」の共通基盤であり、住宅改革が「国民生活 *Völkerleben* における文化的・社会的な仕事」であることを強調した²⁷。結成式には当時のベック首相、ビーネルト内相、カール・アウエルスベルク元首相ら錚々たる面々が参加し、国内の各郡及び自治体、さらには商工会議所からも多くの参加者が集まった²⁸。このように、住宅問題の解決は国家規模で大きな期待がかけられていたことがうかがえる。

中央協会の活動は、啓蒙のための講演会や宣伝・出版活動、地方の組織形成が主であり、全国の支部から委員が集まって集会及び議論を行う場となった。中央協会は大きく7つの部局からなり、統計、アンケート、斡旋、ベッド借り問題などを扱う住宅監督局、衛生及び建築規則を扱う建築局、建設貸付や住宅組合などを扱う公益的建設局、土地政策や交通問題、田園都市などを扱う土地問題局、建設税や付加税などを扱う租税局、家賃局、専門誌、講演、パンフレット、雑誌、広告、地方支部の設置、図書館などを扱う宣伝局が設置された。会員は年齢や性の区別はなく、会費は毎年2クローネであった。このほかに、年額10クローネを支払う「支援者」も設けられ、30人からなる委員会が構成された²⁹。

第2項 活動方針

本章では、この中央協会における改革運動を、前述したプラハ大学のハインリヒ・ラウフベルク *Heinrich Rauchberg* (1860-1938) の議論から考察する。これは、彼が統計学の第一人者として、住宅問題を都市化における農村からの人口移動、都市内の人口動態や職業構成など様々な角度から分析しており、さらにウィーンとボヘミアの両方の事情に通じていたからである³⁰。彼が住宅統計を前に懸念した問題とは、何よりも狭い住宅における人口過密であり、それによって引き起こされる衛生環境の悪化と、家族生活への悪影響であった。彼によると、住宅過密のために採光と通気はまったく不十分で、特に結核、コレラや売春から生じる性病の温床になっており、子供たちは家に快適さを見出せず、青年は酒場に、少女は街路に故郷を見出し、アルコール中毒が蔓延していることが深刻な問題であった。さらに、都市部への人口流入の結果、故郷を失った下宿人の受け入れが各家庭で一般化し、家族生活はよそ者の住民によって破壊されている。このような中で、妊娠も、生も、死も同じ部屋のよそ者の目の前で生じているという生活は、住民の道徳を著しく害するものに他ならなかった。ラウフベルクは、都市下層民の住環境を住宅過密という統計から把握し、衛生状態、下宿人などの「よそ者」の存在を可視化した上で、「現代は、住民の健康及び生活力、国民の風紀 *Volkssittlichkeit* および国民文化 *Volkskultur* にとって重

大な危険が迫っている」という認識を打ち出した³¹。この「文化的国民」という概念は、中央協会においても共通認識となっていた。

中央協会には多数の政府関係者が参加しており、もはやこの時期には住宅改革に対する政府・自治体の公的介入は不可避になっていた³²。このような現状を考慮して、ラウフェルクは住宅監督による統計的把握と住宅市場を国が監督する必要性を主張した。彼にとっては、住宅問題の解決はすなわち衛生問題の解決につながるものであり、各地の都市化と人口移動を十分に統計によって把握した上で行われる必要があった。都市への人口流入によって地価が値上がりする以上、政府の市場監督は不可欠であり、都市計画、すなわち建築条例（街路、土地区画、ゾーニング）を時代に適合させる必要があった。そのためには、もはや民間の建設業者に任せておくわけにはいかず、行政が用地を確保し、水道や交通網を整備しなければならない。計画的な都市建設のために、領邦に委ねられていた建築警察を改正し、土地収用法及び「文化国家」にふさわしい住宅法を制定する必要があると訴えた。同時に、民間企業の経営活動は尊重されなければならない、自助に基づく住宅問題の解決が目指された³³。彼は、ボヘミアにおける住宅統計の経験から、国の支援に基づく「公益性 *Gemeinnützigkeit*」と民間企業の「収益性 *Rentabilität*」は排斥し合わないという考えを述べ、「公益的建設に投資された資本によって、現在の社会規則を崩すことなしに、住宅問題を解決することは可能である」という考えを有していた³⁴。

第3項 地方組織—ボヘミア領邦を例に—

中央協会は国内での活動のために、各領邦内に「支部協会 *Zweigverein*」を自治体レベルで設置し、ボヘミアおよびシレジア邦では「領邦団体 *Landesverband*」が各支部を統括した³⁵。このような協会のネットワークを通して、中央協会の基本的な改革方針が各領邦・自治体において実施される体制を整えることが目指された。それでは、実際に住宅改革を実施する立場にあった地方支部の活動はどのようなものであり、中央協会の改革運動はどのように反映されたのであろうか。本章では、住宅組合の設立が多くみられ、中央協会がもっとも活発に活動を行った地域であるボヘミア領邦における住宅改革協会の活動を取り上げることで、その活動内容のあり方を考察する。

ボヘミア領邦は、中央協会の創設メンバーでもあるラウフェルクのお膝元であり、彼自身、ボヘミア領邦団体の委員として、領邦内での活動の中心人物であった。これに合わせて、ボヘミア内ではまずプラハ、テプリツェ、ホームトフ（独名コモタウ）に協会支部が設立された。ボヘミア領邦団体の創設集会では、ボヘミア総督クーデンホーフが政府の名において援助を約束すると述べ、領邦団体の委員にはボヘミア貯蓄銀行、政府上級衛生委員、各地の市議会議員が名を連ねた。資金源としては、ボヘミア貯蓄銀行からの資金援助のほかに、ボヘミア労働者保険金庫や、ボヘミア領邦委員会から毎年15,000クローネの補助金が住宅建設に提供された³⁶。

ボヘミア領邦団体は、自らの組織をボヘミアのドイツ系住民のための住宅改革を目指す組織と位置付けており、同プラハ支部は「ドイツ・プラハ協会支部 *Deutscher Zweigverein Prag der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*」と名付けられ

た³⁷。委員の多くは領邦団体と同様、領邦内の大企業家や政府官僚などから構成され、会員数は結成後1年で248人を数えた。同協会の主要な活動は、中央協会が基盤においていた住宅組合の設立を支援することであり、組合を通して工業労働者の住宅状況を改善することであった。領邦団体は、「ドイツ系住民」が2000人以上の自治体に支部の設置を試み、その後、リベレッツ(独名ライヘンベルク)、ウースチーナドラバム(同アウジヒ)など12の自治体に支部を設置した。1909年にはライタ以西において中央協会は17の協会支部を有していたが、そのうち12がボヘミアにおかれるなど、活動領域の重点は明確であった³⁸。

第2節 チェコ系組織との関係

前項で示した中央協会の改革活動に対して、ボヘミアではすでに1903年に最初の住宅組合が設立されていたが、1907年10月に、ボヘミアの「チェコ系」地域の組織統合を目指した「チェコ住宅改革協会 *Český zemský spolek pro reformu bytovou*」が設立された。中心設立者のヤン・ネポムク・ロシュチャーク *Jan Nepomuk Lošťák* (1845-1914) は、ボヘミア領邦銀行の常務をつとめた人物であり、ラウフベルクから中央協会の委員とともに国内の住宅改革に携わり、企業家の観点から住宅供給の促進による住環境の改善を訴えた³⁹。他にも、プラハ市の大企業家で帝国議会議員のフランティšek・クシジーク *František Křižík* や金融業者のヨゼフ・ベルトル *Josef Bertl* といった人物が執行部に入り、協会の政治力強化に貢献した。同協会はプラハに本部を置き、学問・宣伝活動を通じたボヘミアの住宅状況の改良を目指し、住宅組合の設立を支援し、貸付基金の運用を行うことを主な活動内容とした。会費は年額2クローネであり、委員会は4つの部門(司法、建築技術、医師、宣伝部門)から構成され、「チェコ系住民」のために業務を行うとされた。1908年には、ボヘミア領邦からドイツ系協会と同じく12万クローネの助成金が支給され、工業地域の官吏・労働者のための健康で、近代的で、安価な住宅改革を目指した⁴⁰。ロシュチャークはボヘミア各地で講演会を精力的に行い、住宅組合の利点を説くことで啓蒙に努めた。

しかし、プラハ市のように「ドイツ系」協会とチェコ住宅改革協会の活動範囲が重なる地域では、経済界を巻き込む複雑な対立が引き起こされた。1908年には、皇帝フランツ・ヨーゼフ1世在位60周年記念の一環として設立された労働者住宅建設基金に、ボヘミア貯蓄銀行 *Böhmische Sparkasse/Česká spořitelna* が70万クローネをボヘミア領邦団体プラハ支部に、30万クローネを同ウースチーナドラバム支部に、20万クローネを同ホムトフ支部に提供した⁴¹。ボヘミア貯蓄銀行は、ボヘミア領邦団体に働きかけて、この計画を実施するために「プラハ国民住宅協会 *Prager Volkswohnungsverein*」を新たに設立し、具体的な賃貸集合住宅の建設案の作成に当たらせた。場所はプラハ北東部の労働者街であるリベニ・ヴィツチャニ地区が選定され、1909年の完成をめぐりに64戸の1部屋住宅が家賃年額220-240クローネ、16戸の2部屋住宅が年額300-320クローネの住宅建設が予定された⁴²。各戸には独立したバルコニー、水洗便所、玄関が備え付けられるなど、この労働者住宅は中央協会が目指す、家族のみの小住宅という理想像を典型的に表していたといえる。これに対し、プラハ郊外の労働者街であるスミーホフ地区では、暖房設備なしで台所は幅5.20

×2.23平方メートル、部屋は幅5.20×3.00平方メートルの1部屋住宅で年額256コルナ(クローネ)もかかるうえ、恣意的な家賃値上げと立ち退きが頻発していたという⁴³。これに比べると、プラハ国民住宅協会が計画した労働者住宅の家賃は、当時の労働者住宅の環境に比すると、むしろ安価であったと言える。

しかし、このような住宅建設計画に対し、青年チェコ党の日報『国民新聞 *Národní listy*』は、「ドイツ系」協会の活動はプラハのドイツ化をすすめるものであると主張した⁴⁴。このプラハ国民住宅協会は、入会資格については特に民族帰属についての言及をしなかったが、使用言語をドイツ語と定めていたため、同紙は入居者が「ドイツ系住民」に限定されるという見解を示したのである⁴⁵。

「皇帝基金によって建設される労働者住宅には3000人以上の入居者が見込まれ、プラハ国民住宅協会はチェコ・プラハの最大の敵である。ボヘミア貯蓄銀行は60万クローネの創設基金を同協会に支払ったが、この目的はチェコ人労働者のドイツ化とドイツ人労働者の入植にある。プラハのドイツ人は自分たちの地位復活の夢をあきらめていない。これはプラハ・ドイツ社会の基盤づくりのための投資である。この基盤にあるのが労働者層である。ドイツ・カジノの新聞は彼らがチェコ人である場合、手ひどい言葉を使っている。ボヘミア協会支部は隣人愛の名の下にプラハのドイツ化をすすめる。この協会はチェコ・プラハには有益ではない⁴⁶。」

チェコ住宅改革協会もこれに呼応して、「ドイツ系」政財界が19世紀後半以降のプラハにおける「ドイツ系」勢力の減少を押しとどめるために、住宅供給という手段によって民族地図を塗り替えようとしているという言説を示した⁴⁷。結果的に、皇帝基金による住宅建設計画は、郊外の土地収用の困難を理由にプラハ市議会で承認されなかった。このように、民族的な言説による住宅問題への対応は、労働者の住環境の改善を遅らせることにもつながった。

ただし、民族対立が住宅問題に影響を及ぼしたと結論付けるのは早急である。帝国各領邦内での民族分化に対し、中央協会のカール・プシーブラム *Karl Příbram* 委員は、オーストリア国家の分権性・多民族性を考慮した上で、国内の住宅改革組織を統合することが困難であることを認めつつ、民族的な分裂がマイナスの結果をもたらすことにはならないという期待を表明した。住宅建設の促進は、民族対立の言説を生み出しつつも、チェコ・ドイツ両協会の共通の課題として認識されていたと見ることができる。彼は、ボヘミアでの「チェコ系」協会の活動の結果、多くの住宅組合が設立されている状況の評価しつつ、むしろ、住宅改革の必要性を市議会の家主層に説得することがうまくいっていない現状に危機感を覚えていた⁴⁸。次章では、このような地域的な多様性を乗り越え、ハプスブルク帝国における住宅改革運動の方向性を示す試みとなった国際住宅会議での議論と、その後の住宅立法の制定について考察する。

第3章 ウィーン国際住宅会議と住宅立法

第1節 1910年第9回ウィーン国際住宅会議

第1項 議論の焦点

オーストリア住宅改革中央協会が、自らの活動を国際舞台で発表する機会となったのが、1910年5月から6月にかけてウィーンで開催された第9回国際住宅会議であった。同会議は、ハプスブルク帝国における住宅改革家が、ヨーロッパ規模でどのような改革議論を共有していたのかを探る上で極めて重要な場である。中央協会はこの会議を運営することになり、政府もホスト国として全面的な協力体制を敷いた。ウィーン大会にはおよそ1300人が参加し、地元オーストリアの改革家を中心に、ハンガリー、ドイツ、オランダ、イギリス、フランス、イタリア、ベルギー、スイス、スウェーデン、ノルウェー、ルーマニア、アメリカからも参加者が招待された。このように、19世紀以来、住宅問題が欧州の諸都市で共通の都市問題であるという認識は、各国で共有されるようになっていたことがうかがえる。この会議で、中央協会は帝国における住宅問題の歴史を総括し、ヨーロッパ諸国の住宅政策と比較することで、同国における課題を整理し、今後の指針を明確にすることを試みた。本章では、同会議の議論を分析することで、帝国における住宅問題の課題と改革家の試みを考察する。

大会の議題は大きく4つのテーマに分けられ、自治体の住宅政策、住宅組合への貸付、小住宅と賃貸集合住宅の問題点、小住宅建設のコスト削減が主要議題となった。これらのテーマはいずれも、ラウフベルクから中央協会が設立当初から取り組んできた問題であり、各地の協会支部への「啓蒙」に励んできた課題であった。また、住宅問題に対する自治体の介入は、20世紀初頭より欧州諸国における共通の課題として認識されつつあり、国及び自治体の「公益的住宅建設組合 *gemeinnützigen Bauvereinigungen/ Baugenossenschaften*」への援助という方法が一定の成果を挙げる時期と重なっていた⁴⁹。会議では、このようなヨーロッパ共通の問題点を認識しつつ、それが帝国内でどのように取り入れられるべきなのかが問題とされた。本章では、上述の議題の中でも、住生活のあり方にかかわり、問題解決策とされた小住宅の問題に焦点を当てることにする。

第2項 小住宅と住宅組合

賃貸集合住宅の劣悪な住環境は、ラウフベルクをはじめ、住宅改革家にとっては諸悪の根源というべきものであり、その改革の必要性については参加国の改革家と共通の認識であった。中央協会の指導部もこのような問題点について認識を共有しており、ウィーンやプラハなどの大都市では、労働者家族における下宿人・ベッド借りの受け入れが住宅過密と不衛生な住環境を引き起こすと考えた。ラウフベルクによると、ベッド借りという「よそ者」は1住宅に1家族という住規範を乱すものであり、家族の住空間を確保する一方で独身者にも小住宅を与えることで両者の分離を実現させようとした。

プラハ大学教授で中央協会委員のテオドール・バッハ *Theodor Bach* は以前から、不健康な住宅を「光と緑あふれる健康な家屋」に取って替えることで住宅過密を避け、国民の健康を高める小住宅の必要性を主張していたが、戸建の小住宅は持家化が経済的に困難であるということも指摘していた⁵⁰。しかし1911年のウィーン大会で、バッハはより積極的に小住宅の利点を訴えるようになった。彼は、集合住宅であっても照明と通気が改善されることで伝染病予防につながるとして、集合住宅における小住宅の実現を主張した。また彼は、集合住宅においてはむしろ住民の社会化が促進されること、さらに持家化することでその土地への愛郷心を促進できることを利点として掲げていた。また、一つの階に多くの住居があることで光熱設備の合理化、協同設備（集中暖房、換気設備、台所）を安価に設置できることといった経済的な面を強調し、戸建住宅のような土地所有に関する行政手続きがないこともメリットとしてあげていた⁵¹。これは、今やハプスブルクの都市景観を決定づけた賃貸集合住宅のあり方を戸建住宅によって根本から変えることはもはや不可能であるという認識に加え、家主層及び建設業者の建築活動への配慮もあったと考えられる。そして、このような小住宅建設の担い手として期待されたのが、政府や自治体の資金援助を受ける公益的住宅組合、すなわち組合員の出資による労働者・官吏住宅組合であった。既に1902年法で示されたように、小住宅とは必ずしも戸建てではなく、むしろ集合住宅において実現されるものであった。中央協会が目指したのは、住宅立法によって、政府からの貸し付け及び税免除の条件を緩和し、建設を促進する条件を整えることであり、このことは帝国規模での共通認識となっていることがうかがえた。

しかし、安価な建築材料、市有地の斡旋、建築税の免除、無償の下水道取り付けなどを行ったにもかかわらず、自治体による住宅建設支援は僅かであった⁵²。中央協会のプシーブラム委員は、住宅問題は純粋に貸付の問題であり、国は十分な住宅供給基金を設けることで、組織的に問題を解決できると主張した⁵³。住宅組合は、自助によって組合員に健康で道徳的な住宅を安価に供給することが可能であり、組合は労働者にとって、民間業者の高利貸しへの対抗手段であると考えられた。

このような見解は中央協会の見解に限ったことではなかった。チェコ住宅改革協会の代表として参加したロシュチャークもまた、ボヘミア領邦における組合促進のため、国及び自治体からの貸付付与を組織的に行うための法律が必要であると訴え、現場での経験からより具体的な提案を行った。

1. 公的な住宅監督と住宅斡旋の導入によって、利用状況の監督、弊害の除去、自治体の住宅局を導入すること。
2. 建築条例の改革によって過度の土地利用を防止し、小住宅を建設すること。
3. 自治体による系統的な土地政策を実施すること。
4. 土地取用を行うこと。
5. 協同組合の建築のために税を保証すること、国の家屋税、雇用者および民間業者のための小住宅建設の保障、価値増大税の導入。
6. 社会保険の補てん資本及び自治体基金からの貸付を保証することで、協同組合の建築活動を支援すること⁵⁴。

大会ではこのように、住宅法整備と自治体及び国の援助を求めるという方向が打ち出された。ロシュチャークは、ハプスブルク及びボヘミアの代表者として、貸付制度の改革とそれによる住宅組合に対する国の支援を訴えていた。ロシュチャークにとっても、問題は、住宅改革を実施するための理想の住宅像、そして帝国政府における住宅立法の改革にあったといえる。

第2節 1910年小住宅法の制定

中央協会は国際住宅会議の議論を土台に、減税よりも租税収入の一部を住宅基金として運用する方針を打ち出し、会議直後の10月に住宅法案を帝国議会に提出した。帝国議会では、リベラル派の工業ブルジョワジーが食料品価格の高騰を理由に、政府と生産先のハンガリー大地主を攻撃し、食品価格及び住環境の改善を訴える社会民主党(全体党)と共同歩調をとった⁵⁵。キリスト教社会党も、基金は国税から出されるために保守派も土地所有者もその財産を脅かされることはなく、公益的組合は民間企業の建設と競合しないと判断し、法案を支持した⁵⁶。このため、政府が譲歩する形で、1910年12月、住宅基金運用について定めた「小住宅法 *Kleinwohnungsgesetz*」(第242号法)が制定された。この法律によって、1911年から1921年までに1650万クローネの予算が小住宅建設のための基金として設定された。同法は小住宅を、居間、小部屋、台所から構成された80平方メートルを超えない家屋、及び各戸に1-3人程度を収容する独身者寮ならびに夜間宿泊所を小住宅と定義した。住宅供給基金の給付対象とされたのは、郡、自治体、及び各種の住宅建設組合 *Baugenossenschaft*, *Baugesellschaft*, *Bauverein* ならびに基金団体であった。さらに、国の援助を受ける組合とは、規約によって会員に支払われる分け前の額が、支払額の最高5パーセントに限られ、組合解散に際して会員に支払った分担額以上の額の払い戻しがなされず、組合財源が公益的な目的に使用されるような団体であるとされた。同法によって、これらの団体が小住宅の建設及び地所の確保、貸付による援助を行うことを基金によって支援されることが定められた⁵⁷。このように、会員の自助を基盤とするリベラリズムの原則に基づく住宅改革を、広範な帝国全体において「上から」実現しようと試みたことが中央協会の特徴だったといえよう。

このような住宅組合に対する補助金の制度化は、大幅な住宅組合の増加を引き起こした(表2参照)。ウィーンにおいても、公益的組合数は1910年に7つであったのが、1912年には60へと大幅に増加した⁵⁸。チェコ住宅改革協会の活動はボヘミアのみならずモラヴィア、シレジアにも及び、第一次大戦までに協会は112の住宅組合を組織し、1093家屋2728戸の建設を援助した⁵⁹。1912年末には、ドイツ系も含めたボヘミアの住宅組合数は合計で272にのぼったが、これはモラヴィアの103、下オーストリアの30と比しても圧倒的な数であった⁶⁰。このように、ボヘミア領邦ではドイツ系、チェコ系双方の改革協会が地域的すみ分けを行う形で住宅建設に対する援助活動を行っていた⁶¹。

第3節 住宅法の成果とボヘミアにおける対応

住宅組合による小住宅建設の促進は、民間主導による住宅建設のありかたに一

石を投じたといえるが、同大会に参加していた社会民主党員⁶²は国の資金援助だけではなく、都市自治体の住宅問題に対するさらなる取り組みを要求した。ヤコブ・ロイマン *Jakob Reumann* を中心とするウィーン市の社会民主党員は、「住宅供給基金はわずかな支持者に有利である。自助は上層労働者に益するものである。低賃金層のために問題は議論されていない。最下層の者にとって、住宅供給基金や建設組合は間接的にしか役立たない。公益的組合による住宅供給は、労働貴族にのみ益するものである」と批判した⁶³。プラハのチェコスラヴ社会民主党員レオポルト・ランゲル *Leopold Langer* も、家屋税のさらなる減額、住宅法における衛生面での規約制定、土地および住宅市場の監督、国の住宅監督及び自治体に住宅委員会を置くことで体系的な統計をとること、建築法改正によって家族住宅の促進と立ち退き防止、普通選挙導入によって市議会における家主層の勢力を削減することを要求した⁶⁴。その一方で彼は、住宅組合によって家主に対する借家人の自己意識が芽生えることで健全な連帯感、社会性・協同の思想がはぐくまれ、身体的・道徳の高揚が促されるとも主張した⁶⁵。自治体の住宅政策は、ロシュチャークらチェコ住宅改革協会にとっても不十分なものであった。ロシュチャークも、ボヘミアでは自治体が当初から組合に好意的ではないと捉えており、その原因を家主層が支配する市議会に求めている⁶⁶。両者が参加した1911年のチェコ都市連盟 *Svaz českých měst v království českému* の大会では、ランゲルら社会民主党とロシュチャークら改革協会は、自治体のさらなる住宅支援を求めるという点で共同歩調をとることになった⁶⁷。このように、協同組合を通じた住宅支援に対する社会民主党の方針は定まった見解を示してはいなかった。社会民主党もまた、中央協会が掲げた健康な家族小住宅という住規範を共有しており、住宅組合の思想そのものを否定することはできなかったといえよう⁶⁸。もっとも、中央協会による改革議論は、あくまでも経営者・建設側に立った議論であり⁶⁹、依然として住民の大多数を占める借家人の救済政策、家賃統制及び家主に対する借家人の保護といった議論はわずかであった。その意味で、住宅問題に対する認識は深まりつつあったが、自助の原則において救済の対象は広がりを見せず、ハプスブルク期の住宅改革は大きな限界があったといえよう。首都ウィーンをはじめとした国内の急激な都市化の前に、住宅改革議論は不十分にしか反映されないまま帝国崩壊を迎えることになった。本稿では詳しく触れることはできないが、自治体レベルでの住宅政策における政党間の利害及び見解については、より一層の考察が必要になる。

終わりに

以上、20世紀初頭のオーストリア住宅改革中央協会及びボヘミア住宅改革協会の改革議論が、中央政府及びボヘミアにおける住宅改革及び住宅立法の制定にどのように影響を及ぼしたのかを考察した。ウィーン国際住宅会議への改革家および企業家の積極的な関与からうかがえるように、ハプスブルク帝国においても住宅改革運動を、民族を超えて組織する試みが展開された。ラウフベルク及びロシュチャークといった住宅改革家は、「よそ者」である下宿人及びベッド借りを排除した、家族

のみの小住宅の普及を目指しており、家族住宅という住規範は企業家から社会民主党にいたるまで共有されていた認識であった。このような議論を受けて、帝国政府及び地方自治体は、公営住宅の供給よりもむしろ、「公益的住宅組合」への援助体系を整備することで住宅改革をはかろうとした。その成果は、ボヘミアにおける急激な住宅組合の増加に表れていた。

しかし、ハプスブルク帝国において両協会が推進した、自助を原則とする住宅組合による住宅供給は、おのずと官吏など中産層以上を対象にすることになり、その住宅供給量には限界があった。都市下層民の住環境は依然として厳しいままであり、電気・水道などのインフラは、多くの賃貸集合住宅において導入が進まず、下宿人との混住形態は多くの家庭で続けられてきた。さらに、住宅市場への行政の公的介入に対して、制限選挙によって勢力を温存していた家主層は強い反発を示した⁷⁰。ラウフバルクらが示した住宅組合の「公益性」についての是非は政府貸付などの政策論に収斂され、借家人保護など住民生活にじかにかかわる問題については、ほとんど議論されないままであった。

このように、中央・ボヘミア両協会の住宅改革議論についてはその成果と限界が浮き彫りになった。民族を問わず両協会の改革議論が住宅組合による小住宅建設へと収斂したことが、帝政末期の住宅改革の特徴であった。小住宅を前提としたハプスブルク帝国期における住宅立法制定の同時代的意義については、他の欧州諸国の事例とのさらなる比較検討が必要である。その一方で、両協会に代表されるような家族用の小住宅建設とは異なる住宅改革の在り方が、同時期にどのような主体によって提唱されたのかをさらに考察しなければならない。小住宅建設を基盤とした住宅立法は、チェコスロヴァキアなど社会民主党などが伸長した大戦後の各国における住宅政策においても引き継がれ、少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。ハプスブルク期の住宅改革議論を出発点に、大戦後の後継諸国における「社会国家」形成の問題を捉えなおすことが今後の課題となる⁷¹。

表1 ハプスブルク帝国の諸都市における住宅事情
—1家屋あたりの住民数と他国との比較(1910年)—

	総人口(人)	1家屋の 平均住民数		総人口(人)	1家屋の 平均住民数
ウィーン	2,004,939	50,74	ベルリン	2,071,257	75,90
トリエステ	226,458	19,89	シャルロッテンブルク	305,978	66,13
プラハ	218,573	40,92	ハンブルク	931,035	38,66
グラーツ	145,338	25,59	ミュンヘン	596,467	36,59
ブルノ	122,114	35,58	ライプツィヒ	589,850	27,39
リンツ	61,197	25,00	ケルン	516,527	18,05
インスブルック	50,389	26,24	プレスラウ	512,105	51,97
ザルツブルク	34,176	19,96	ボーゼン	156,691	51,80
リベレッツ	34,790	16,49	ロンドン	4,522,961	7,89
ブダペスト	880,371	41,28	マンチェスター	714,427	4,86
ブラショフ	41,056	8,47	パリ	2,659,128	38,00
シビウ	33,489	10,58	シカゴ	1,698,575	8,8
			ニューヨーク	2,050,600	20,4
			ニューヨーク	1,166,582	10,2

出典：Rudolf Eberstadt, *Handbuch des Wohnungswesens und der Wohnungsfrage*, Jena, 1920, s.6.

プラハの人口は郊外を含まず。

ニューヨークについては、上段はマンハッタン地区、下段はブルックリン地区。

表2 ライタ川以西における公益的住宅組合の内訳(1911.12/31)

領邦・地域	建設組合 Genossenschaft	建設団体 Gesellschaft	株式 会社	基金	協会	合計
下オーストリア	66	4	1	1	4	76
上オーストリア	7					7
ザルツブルク	3					3
シュタイアーマルク	14				1	15
ケルンテン	3					3
クライン	10				1	11
トリエステ	1		1		2	4
ゲルツグラディスカ	4					4
イストリア	2					2
ティロール	9		1			10
フォアアールベルク						
ボヘミア	193		1		4	198
モラヴィア	72	1	1		3	77
シレジア	24				1	25
ガリツィア	35					35
ブコヴィナ	2					2
ダルマチア	1					1

出典：Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich, Nr.23, 1912.4, s.13.

- 1 ハプスブルク帝国は、1867年に西半分のアーストリア側と東半分のハンガリー側において和協(アウスグライヒ)による二重君主制を成立させた。国制の上では「君主国 *Monarchie*」との呼称も成立するが、本稿では帝国で統一する。また、特に断りがない限り、対象地域は帝国西半分(ライタ川以西)を指す。帝国の国制については、以下を参照。大津留厚『ハプスブルクの実験 増補改訂—多文化共存を目指して』春風社, 2007年。
- 2 Jiří Pešek, *Od aglomerace k velkoměstu. Praha a středoevropské metropole 1850–1920*『集積から大都市へ。プラハと中央ヨーロッパの首都』, Praha, 1999; Pavla Horská, Eduard Maur, Jiří Musil, *Zrod velkoměsta. Urbanizace českých zemí a Evropa*『大都市の誕生。チェコと欧州の都市化』, Praha, 2002.
- 3 19世紀における都市計画と住宅問題の関係を扱った研究としては、以下を参照。Brian Ladd, *Urban planning and civic order in Germany, 1860–1914*, Cambridge, 1990. 同時代において、住宅問題が政策課題として包摂される過程に関しては、以下の研究を参照。Clemens Zimmermann, *Von der Wohnungsfrage zur Wohnungspolitik. Die Reformbewegung in Deutschland 1845–1914*, Göttingen, 1991.
- 4 ボヘミア領邦とは、現在のチェコ共和国の東半分にあたるボヘミア地域 *Böhmen/Čechy* を指す。なお、「チェコ系住民」とは、主にボヘミア、モラヴィア、シレジア各領邦に居住する、チェコ語話者を中心に「チェコ人」として統計に記された住民を指すが、必ずしもチェコ語話者と「チェコ人」が同一というわけではない。Gary B. Cohen, *The politics of ethnic survival. Germans in Prague, 1861–1914*, Princeton University Press, 1981.
- 5 同国における中央・地方関係は19世紀後半、自治体改革を軸とした国家再編と近代化への対応を迫られていた。帝政末期チェコの社会変容に関しては、以下の文献を参照。Otto Urban, *Česká společnost 1848–1918*, 『チェコ社会 1848–1918年』Praha, 1982.
- 6 以下が代表的な研究である。Antonín Roběk, Milijan Moravcová, Jarmila Šťastná, *Stará dělnická Praha. život a kultura pražských dělníků 1848–1939*『昔の労働者のプラハ。プラハ労働者の生活と文化 1848-1939年』, Praha, 1981. プラハについては、都市開発と住宅衛生を扱った以下の研究を参照。Cathleen M. Giustino, *Tearing down Prague's Jewish town. ghetto clearance and the legacy of middle-class ethnic politics around 1900*, New York, 2003.
- 7 小沢弘明(他)『労働者文化と労働運動—ヨーロッパの歴史的経験—』木鐸社, 1995年, 151, 194頁。
- 8 近年の都市社会史・住宅問題研究は政策論にとどまらず、住宅を通して近代市民社会の変容をも問い直すという視点を提供し、欧州レベルでの比較の必要性を述べている。近年の研究成果として、以下を参照。中野隆生(編)『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社, 2006年。北村昌史『ドイツ住宅改革運動。19世紀の都市化と市民社会』京都大学学術出版会, 2007年。
- 9 ウィーンでは第一次大戦前に郊外自治体の合併によって人口が200万人を超えたが、プラハでは郊外の合併は1922年に行われた。戦前のプラハ市内の人口は15-20万人で推移していた。Pešek, *op.cit.*, s.169.
- 10 ドイツ語で、「賃貸兵舎(ミーツカゼルネ)」とも呼ばれた高層住宅の詳細については、北村, 前掲書69–85頁を参照。高層の賃貸集合住宅はフランスにおいても問題視された。衛生面の問題に加えて、下層民が集住することによる「社会化」及び、その結果生じる家族的紐帯の解体が問題視された。吉田克己『フランス住宅法の形成。住宅をめぐる国家・契約・所有権』東京大学出版会, 1997年, 257–261頁。
- 11 プラハ郊外のヴィノフラディでは65パーセント、カルリーンでは28.4パーセント、ジシュコフでは29.4パーセント、スミーホフでは36パーセントであった。以降、プラハ郊外とは主にこの4自治体を指す。
- 12 Albin Bráf, *Život a dílo děl čtvrtí*『人生と成果。第4巻』, Praha, 1923, s.94–104. Roběk, *op.cit.*, s.156.
- 13 1部屋に2人以上、2部屋に5人以上が過密住宅とされた。Bráf, *op.cit.*, s.103.
- 14 Roběk, *op.cit.*, s.158–164.
- 15 *Schriften der Zentralstelle für Wohnungsreform in Oesterreich* Nr.16, Wien, 1913, S.17.
- 16 リヴィウでは126人、ブルノでは86人に達したという。Bráf, *op.cit.*, s.94–104.
- 17 Adelheid von Valdern, *Häuserleben. Zur Geschichte städtischen Arbeiterwohnens vom Kaiserreich bis*

- heute, Bonn, 1995, S.71.
- 18 Giustino, *op.cit.*, p.60.
- 19 *Bericht über den VI.Internationalen Wohnungskongress Düsseldorf, 15–19.Juni 1902*, Berlin, 1902, S.178–181.
- 20 *Reichsgesetzblatt für die im Reichsrat vertretenen Königreiche und Länder 1902, Nr.144, Gesetz vom 8.Juli 1902, betreffend Begünstigungen für Gebäude mit gesunden und billigen Arbeiterwohnungen*, S.491–498.
- 21 小沢, 前掲書, 154–156頁。
- 22 1902年の労働者住宅立法によっても、1909年までに適用されたのはわずか498家屋であった。*Sociální reforma*『社会改革』, r.III, č.6–7, 1911, s.91.
- 23 1889年にパリで最初の国際住宅会議が開催され、第2回アントワープ(1894年)、第3回ボルドー(1895年)、第4回ブリュッセル(1897年)、第5回パリ(1900年パリ万博と同時に開催)、第6回デュッセルドルフ(1902年)、第7回リエージュ(1905年)、第8回ロンドン(1907年)であった。*Bericht über den IX.internationalen Wohnungskongress Wien, 30.Mai bis 3.Juni 1910*, II.Teil, Wien, 1911, s.1.
- 24 *Bericht über den VI.Internationalen Wohnungskongress Düsseldorf, 15–19.Juni 1902*, Berlin, 1902, S.178–181.
- 25 フランスでは1894年に、低廉住宅に関する法律(シーグフリード法)によって上限分譲価格・家賃額設定が設定され、税制面での優遇措置について定められた。吉田, 前掲書 329–340頁。
- 26 同協会については、以下の論説で簡単に触れられている。小林純『ヴィーン住宅建設史のひとつま(上)』『社会主義』517, 2005年10月, 98–103頁。
- 27 *Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*, Nr.1, 1907.4, S.3.
- 28 中央協会の活動範囲はオーストリア側(ライタ川以西)であり、ハンガリー側は含まれていない。*Ibidem*, Nr.1, 1907.4, S.3.
- 29 *Ibidem*, Nr.1, 1907.4, S.12.
- 30 例えば、以下の研究を参照。Heinrich Rauchberg, „Der Zug nach der Stadt“, in; *Statistische Monatsschrift*, XIX, 1893, S.125–171。彼は1882年に民族別に分割されたブラハ大学のドイツ語部門で教鞭をとっており、ボヘミアの人口構成、言語分布などを統計学的に調査することで、同地における「国民」の動態を提示することを試みた。ラウフベルクの認識の背景にあった当時のボヘミアにおける「チェコ系」「ドイツ系」諸国民の関係については、以下の研究を参照。福田宏『身体の国民化—多極化するチェコ社会と体操運動』北海道大学出版会, 2006年, 30–31, 109頁。
- 31 *Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*, Nr.1, 1907.4, S.4–8.
- 32 1908年には、公共労働省 *Ministerium für öffentliche Arbeiten* が設立され、同省内に住宅政策を扱う部局が設置された。*Ibidem*, Nr.4, 1908.3, S.1.
- 33 *Ibidem*, Nr.4, 1908.3, S.1–6.
- 34 Wolfgang Hösl, *Wohnen in Wien 1848–1938*, Wien, 1988, S.87.
- 35 *Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*, Nr.1, 1907.4, S.12.
- 36 *Ibidem*, Nr.9, 1909.5, S.8.
- 37 協会規約には、会員の資格としては、年齢や性の区別はしないと明記されているが、民族の違いについては記されていない。*Ibidem*, Nr.2, 1907.9, S.2–6.
- 38 他にはマリアーンスケラーズニェ(独名マリーエンバート)、ヤプロネッツ(カブロンツ)、タンヴァルト、ヴァルンスドルフ、チェスケープジエヨヴィツェ(ブドヴァイズ)、クラーシュテレット(クレストレル)、リトムニェジツェ(ライトメリツ)など主に「ドイツ系住民」の多い北ボヘミアに多くの協会が設置された。そのほか、シレジアではオパヴァ(トロツパウ)、モラヴィア辺境伯領のブルノ(ブリュン)、現在のオーストリアではクラーゲンフルト、ザンクトベルテン、グラーツに協会支部が設置された。協会による組合設立は、上述の都市にとどまらず、各地で行われた。*Ibidem*, Nr.9, 1909.5, S.5–6.
- 39 *Ottův slovník naučný* díl 3『オットー大辞典第3巻』, sv. 2. Konkurs – Majo, s.357–358.
- 40 SÚA, fond.Ministerstvo veřejných prací. karton.227『チェコ国立文書館。公共労働省内チェコ住宅改革協会』

- 41 *Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*, Nr.4, 1908.3, S.7. 1898年の皇帝在位50周年記念時には、ウィーンで同様の住宅建設基金が設立された。Renate Banik-Schweitzer, „Die Kleinwohnungsfragen in Wien um die Jahrhundertwende“, in: Juan Rodriguez-Lores, Gerhard Fehl(Hg.), *Die Kleinwohnungsfrage. Zu den Ursprüngen des sozialen Wohnungsbau in Europa*, Hamburg, 1987, S.434-437. カール・E. ショースキー(安井琢磨訳)『世紀末ウィーン—政治と文化—』岩波書店, 1983年, 47頁。
- 42 住宅建設の財源の4分の1は児童保護、ミルク供給、幼稚園などの福祉事業にまわされることになった。SÚA, fond Ministerstvo veřejných prací, karton.75.
- 43 *Smichovský obzor*『スミーホフの地平線』, 29.1.1910.
- 44 *Národní listy*『国民新聞』, 11.11.1908.
- 45 SÚA, karton.75.
- 46 SÚA, karton.75.
- 47 ブラハ市では1861年以降、「チェコ系」議員が市議会を支配し続け、これに対し、財界ではボヘミア貯蓄銀行など「ドイツ系」の勢力が強かったとされるが、民族帰属の変容性に留意すべきであろう。Cohen, *op.cit.*, pp.45-51.
- 48 *Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*, Nr.14, 1910.5, S.8-9.
- 49 小玉徹, 大場茂明ほか『欧米の住宅政策—イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ—』ミネルヴァ書房, 1999年。今井勝人, 馬場哲編『都市化の比較史—日本とドイツ—』日本経済評論社, 2004年。
- 50 *Schriften der Zentralstelle für Wohnungsreform in Oesterreich*, Wien, Nr.13, 1910, S.8.
- 51 *Bericht über den IX.internationalen Wohnungskongress Wien, 30.Mai bis 3.Juni Teil.I*, 1910, Wien, 1911, S.634-648.
- 52 トリエステでは1902年に市議会に小住宅部局が設置され、市が40万クローネ、トリエステ貯蓄銀行が15万クローネを出資して労働者住宅が建設されるなどの成果が見られた。*Ibidem*, S.153.
- 53 *Ibidem*, S.438.
- 54 *Ibidem*, S.156.
- 55 Renate Banik-Schweitzer, “Vienna”, in: M.J.Daunton, *Housing the Workers, 1850-1914*, London and New York, 1990, p.144.
- 56 Banik-Schweitzer, „Die Kleinwohnungsfragen in Wien“, S.440-441.
- 57 *Reichsgesetzblatt für die im Reichsrat vertretenen Königreiche und Länder Nr.242, Gesetz vom 22.December 1910 betreffend die Errichtung eines Wohnungsfürsorgefondes*, S.751-753.
- 58 Banik-Schweitzer, „Vienna“, p.144.
- 59 *O pozemkové, stavební a bytové politice v českoslov.republice*『チェコスロヴァキア共和国における土地・住宅政策』, Praha, 1928, s.13. 1912年には、帝国西半分における住宅組合数は641に達したが、このうち278がボヘミア、モラヴィア、シレジアで設立された。このうち88がドイツ系、190がチェコ系の組合とされた。*Česká revue*『チェコ批評』, r.6, 1912-1913, č.9, s.565.
- 60 *Mitteilungen der Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*, Nr.28, 1913.3, S.13.
- 61 チェコ住宅改革協会は、チェコスロヴァキア成立後、1940年まで存続した。
- 62 オーストリア社会民主党(全体党)はこのとき、各「民族」別に再編成されていた。小沢弘明「オーストリア社会民主党における民族問題—「小インターナショナル」の解体と労働組合」『歴史学研究』572, 1987年10月, 19-38頁。
- 63 Banik-Schweitzer, „Die Kleinwohnungsfragen in Wien“, S.440-441.
- 64 Leopold Langer, *Bytová otázka a dělnictvo*『住宅問題と労働者』, Praha, 1912, s.80.
- 65 *Ibidem*, s.80.
- 66 *Věstník Českého zemského spolku pro reformu bytovou*『チェコ住宅改革協会年度報告』, 1909. 1910年のブラハ市議会 *městská rada* では、24議員中8人が建設業者及び家屋所有者であり、職業別では最大勢力であった。Pešek, *op.cit.*, s.200.
- 67 *Věstník svazu českých měst v království českému*『ボヘミア領邦チェコ都市連盟年度報告』, r.1911.
- 68 このような傾向は、同じく制限選挙制が存続したドイツ諸都市においても見られた。Ladd, *op.cit.*,

- pp.173–183.
- 69 工場労働者に対する住宅供給という点では、モラヴィア東部の工業都市ズリーンにおいて、靴工場パチャによる労働者住宅の建設が大規模に行われた。ズリーンの事例については近年、工場主の労働者の規律化の観点から研究が進められている。Ondřej Ševeček, “Bydlení, bytová otázka a bytové poměry v Bat’ově Zlíně v letech 1918-1938”, *Slezský sborník*, 2/2006. (「パチャのズリーンにおける住宅環境と住宅問題」『シレジア論集』)
- 70 Pešek, *op.cit.*, s.200.
- 71 Jakub Rákosník, „Sociální politika jako předmět historického zkoumání“, *K novověkým sociálním dějinám českých zemí VI*, Praha, 2004. (「歴史研究としての社会政策」『チェコ近代社会史6』)

The Habsburg Monarchy and Housing problems at the beginning of the 20th century

Yoshiyuki MORISHITA

In the Habsburg Monarchy housing problems in big cities, such as Vienna or Prague, worsened as a result of urbanization. In the suburbs, where many immigrant workers lived, many apartments were built with overcrowded and unhealthy living conditions. Nevertheless the government, in the 19th century, failed to institute any measures to deal with this situation, largely due to such apartments being built by private companies or speculators and the government's continuing attitude of *laissez faire*. However, a group of bureaucrats with expertise in urban planning and professors, who studied statistics and public hygiene, spoke out about the necessity of organizing housing reform and enacting governmental housing laws. In England, France and Germany such reformers discussed these problems to a greater extent than in the Habsburg Monarchy, and such reformers not only developed countermeasures, but also organized international conferences for housing reform. As a result of these discussions, the “Central Office for Housing Reform in Austria” (*Zentralstelle für Wohnungsreform in Österreich*) was founded in 1907. This was the first national organization for housing reform, organizing the 9th International Housing Conference in Vienna, where it promoted its own plan for reform. The plan focused on the building of small, single unit houses rather than larger apartments, and provided building societies with economic aid through the provision of government credit in exchange for the implementation of new governmental laws and regulations for the housing market. Heinrich Rauchberg, a representative reformer in this office, aimed to ensure a “healthy national culture” by building houses only for families and excluding lodgers from such houses. This concept was typical and central in the influence of the Garden City movement and in building societies in England and Germany. On the German side, the Central Office founded a local association in Bohemia to spread its reform ideas, targeting German residents and gaining the support of many German entrepreneurs. The Czech population had always maintained its own association, the “Czech Land association for housing reform (*Český zemský spolek pro reformu bytovou*)”. Ethnic differences sometimes resulted in conflicts between these associations, but reformers in the Czech association also actively engaged in discussions with the Central Office and had common ideas for housing reform regardless of nationality. As a result of the reform movement and these associations, the government promulgated new laws for housing reform after 1910 and many housing societies were founded, especially in Bohemia. In spite of these successes, the principle of „Self-help“ in housing reform promoted by society members, who were generally middle class, had little impact on the living circumstance of many in the lower classes. Although there was clearly a significant gap between the ideas of reformers and the actual living circumstance of the poor at that time, the housing reform movement and the ideas expressed by the various associations in

the Habsburg Monarchy undoubtedly had some effect on the welfare policies in the successor states, Austria or Czechoslovakia.